

御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、住宅の耐震化及び減災化並びに建築物の耐震化等の対策を促進し、地震発生時における住宅・建築物の倒壊等による被害を防止又は軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存住宅 一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねる一戸建て住宅等（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）のうち、居住のために継続して利用する建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったものをいう。
- (3) 既存建築物 既存住宅以外の建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) 木造住宅 既存住宅のうち、木造のものをいう。
- (5) 建替え 既存住宅の全部を除却した敷地に、同一用途の建築物を建てること。
- (6) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき静岡県知事が認定した者をいう。
- (7) 簡易改修 木造住宅について行う耐震改修であって、改修後の上部構造評点が1.0に満たないものをいう。
- (8) 部分補強 木造住宅のうち1階にある一の居室について、地震時に倒壊しないように行う耐震補強をいう。
- (9) 外部改修 木造住宅について行う屋根の軽量化又は外壁面への補強材の設置をいう。
- (10) 防災ベッド ベッドの上を金属製のフレーム等で覆うことで寝ている人を保護する装置であって、住宅が倒壊した場合に居住者にとって安全な空間を確保することができると市長が認めるものをいう。
- (11) 耐震シェルター 住宅内の1階に設置する箱型の装置であって、住宅が倒壊した場合に居住者にとって安全な空間を確保することができると市長が認めるものをいう。

- (12) 危険なブロック塀等 道路からの高さが60センチメートルを超え、地震発生時に倒壊し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のある塀をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (13) 地震に対して安全な塀 金属製フェンス等の安全な塀（組積造及び補強コンクリートブロック造の塀を除く。）をいう。
- (14) 瓦屋根住宅 一戸建て住宅、長屋、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねる一戸建て住宅等（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）のうち、居住のために継続して利用する瓦屋根の建築物で、令和3年12月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったものをいう。
- (15) 高齢者等住宅 既存住宅のうち、借家を除き、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 65歳以上の者のみが居住するもの
 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの
 - エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの（補助の対象）

第3条 補助の対象は、市内において別表第1の各事業を行う者とする。

（補助対象要件）

第4条 補助事業の対象要件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅の耐震改修助成事業（補強計画一体型）は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
- ア 耐震補強工事を行った後に、上部構造評点が1.0以上となり、かつ、上部構造評点が0.3以上上がるもの
 - イ 新工法を採用する等、アと同等以上の効果が認められるもの
- (2) 木造住宅の建替え・除却事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 上部構造評点が1.0未満の木造住宅の除却工事を実施するもの
 - イ 全て撤去するもの
 - ウ 建替え又は耐震性のある建築物へ住み替えるもの
- (3) 木造住宅の移転事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 上部構造評点が1.0未満の木造住宅の除却工事を実施するもの
 - イ 全て撤去するもの
 - ウ 耐震性のある建築物へ住み替えるもの（建替えは含まない）

エ 高齢者等住宅であること。

- (4) 木造住宅の簡易改修事業は、上部構造評点が0.7未満である木造住宅に補強計画を策定し、簡易改修を実施するものでなければならない。
- (5) 木造住宅の部分補強事業は、上部構造評点が1.0未満である木造住宅に補強計画を策定し、部分補強を実施するものでなければならない。
- (6) 木造住宅の外部改修事業は、上部構造評点が0.7以上かつ1.0未満である木造住宅について、必要に応じ補強計画を策定し、外部改修を実施するものでなければならない。
- (7) 木造住宅防災ベッド整備事業は、木造住宅に防災ベッドを設置するものでなければならない。
- (8) 木造住宅耐震シェルター整備事業は、木造住宅に耐震シェルターを設置するものでなければならない。
- (9) 建築物耐震診断事業は、既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施するものでなければならない。
- (10) 屋根耐風診断事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

ア 瓦屋根住宅であるもの

イ 瓦屋根診断技士等による診断であるもの

- (11) 瓦屋根耐風改修事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

ア 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第1435号）による改正後の屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示第109号」という。）に適合しない瓦屋根住宅であるもの

イ 当該事業により、告示第109号に適合する屋根に改修するもの

- (12) ブロック塀等の撤去事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

ア 危険なブロック塀等を全て撤去することを原則とするもの

イ 一般の通行の用に供されていると認められる道路に面していること。

- (13) ブロック塀等の建替え事業は、危険なブロック塀等を地震に対して安全な塀に建て替えるものでなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、事業ごとに1件ごとの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出書類 各1部

ア 別表第3に掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限 事業の着手（契約を伴う事業は契約締結）前までとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、申請者に対して次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 事業の着手（契約を伴う事業は契約締結）は、補助金の交付決定通知後としないなければならない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにプロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業計画遅滞等報告書（様式第4号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業計画廃止（中止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつては耐用年数）以内に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

(6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後10年間保管しなければならない。

(9) その他市長が必要と認める条件

(交付の決定)

第8条 補助金の交付決定の通知は、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業変更等承認申請書（様式第3号）

イ 変更内容が確認できる書類

ウ その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認）

第10条 市長は、変更の交付を決定したときは、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業変更等承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（遅滞等報告の指示）

第11条 市長は、第7条第3号による報告を受けたときは、その内容を確認し、指示書（様式第7号）により申請者に指示するものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

（1）提出書類 各1部

ア 別表第3に掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

（2）事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日（市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日）まで

（交付確定の通知）

第13条 補助金の交付確定の通知は、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消しの通知）

第15条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定により交付の決定を受けたものに対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

	事業の区分	事業内容
1	木造住宅の耐震改修助成事業（補強計画一体型）	静岡県プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表第1に基づく事業で、木造の既存住宅の補強計画策定及び耐震補強工事を実施する事業
2	木造住宅の建替え・除却事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅の除却工事又は建替工事を実施する事業
3	木造住宅の移転事業	県要綱別表第1に基づく事業で、非木造の既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施する事業
4	木造住宅の簡易改修事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅に簡易改修を実施する事業
5	木造住宅の部分補強事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅に部分補強を実施する事業
6	木造住宅の外部改修事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅に外部改修を行う事業。
7	耐震シェルター整備事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅に耐震シェルターを設置する事業。
8	防災ベッド整備事業	県要綱別表第1に基づく事業で、木造住宅に防災ベッドを設置する事業。
9	建築物の耐震診断事業	県要綱別表第1に基づく事業で、既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施する事業。ただし、木造住宅を除く。
10	屋根の耐風診断事業	県要綱別表第1に基づく事業で、瓦屋根住宅の屋根耐風診断を実施する事業。
11	屋根の耐風改修事業	県要綱別表第1に基づく事業で、瓦屋根住宅の耐風改修工事を実施する事業。
12	ブロック塀等の除却事業	県要綱別表第1に基づく事業で、危険なブロック塀等を撤去する事業。
13	ブロック塀等の建替え事業	県要綱別表第1に基づく事業で、危険なブロック塀等を撤去し、地震に対して安全な塀に建て替える事業。

別表第2（第5条関係）

	事業の区分	補助金の額
1	木造住宅の耐震改修助成事業（補強計画一体型）	1棟ごとに、耐震改修工事費に10分の8を乗じた額と115万円を比較していずれか少ない額。
2	木造住宅の建替	1棟ごとに、当該事業に要する経費に100分の23を乗じた額97.8万

	え・除却事業	円を比較していずれか少ない額。
3	木造住宅の移転事業	当該事業に要する経費と10万円とを比較して、いずれか少ない額。
4	木造住宅の簡易改修事業	ア 高齢者等住宅以外の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額。 イ 高齢者等住宅の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と10万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額。
5	木造住宅の部分補強事業	ア 高齢者等住宅以外の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額。 イ 高齢者等住宅の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と10万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額。
6	木造住宅の外部改修事業	ア 高齢者等住宅以外の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額。 イ 高齢者等住宅の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の10分の8を乗じた額と85万円を比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と10万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額。
7	耐震シェルター整備事業	ア 高齢者等住宅以外の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の3分の2を乗じた額と40万円を比較していずれか少ない額。 イ 高齢者等住宅の場合 1 棟ごとに、当該事業に要する経費の3分の2を乗じた額と40万円を比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と10万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額。

8	防災ベッド整備事業	ア 高齢者等住宅以外の場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費の3分の2を乗じた額と40万円を比較していずれか少ない額。 イ 高齢者等住宅の場合 1棟ごとに、当該事業に要する経費の3分の2を乗じた額と40万円を比較していずれか少ない額に、補助対象経費から当該額を減じた額と10万円とを比較していずれか少ない額を当該額に加えた額。
9	建築物の耐震診断事業	1棟ごとに、建築物等耐震診断事業に要する経費と次に掲げる額を合算した額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。（ただし、上限50万円。） (1) 1戸建て住宅以外 ア 1,000平方メートル以内の部分 床面積1平方メートルにつき3,670円 イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 床面積1平方メートルにつき1,570円 ウ 2,000平方メートルを超える部分 床面積1平方メートルにつき1,050円 (2) 1戸建て住宅 1棟につき136,000円。
10	屋根の耐風診断事業	1棟ごとに、当該事業に要する経費と31,500円とを比較して、いずれか少ない額に3分の2を乗じた額とする。
11	屋根の耐風改修事業	1棟ごとに、当該事業に要する経費と屋根の面積に24,000円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額に100分の23を乗じた額とし、55万2千円を限度とする。
12	ブロック塀等の除却事業	1敷地ごとに、ブロック塀等撤去事業に要する経費と延長1メートルにつき8,900円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。（ただし、上限10万円。）
13	ブロック塀等の建替え事業	1敷地ごとに、ブロック塀等改善事業に要する経費と延長1メートルにつき38,400円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。（ただし、上限25万円。）

別表第3（第6条、第12条関係）

	事業区分	交付申請に要する書類	完了報告に要する書類
1	木造住宅の耐震改修助成事業（補強計画一体型）	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第

		書（様式第1号）	8号）
		イ 耐震診断結果報告書	イ 耐震補強結果報告書の写し
		ウ 補強計画策定費の見積書の写し	ウ 耐震補強経費の領収書等の写し
		エ 耐震改修工事費の見積書の写し	エ 耐震改修工事費の領収書等の写し
		オ 過去に補強計画の策定のみ実施し補助金の交付を受けた住宅又は別表第1における4、5又は6に掲げる事業を実施し補助金の交付を受けた住宅である場合は、当該補助金の額が確認できる書類	オ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し
		カ 申請時に補強計画を策定している場合は、補強計画結果報告書の写し	
		キ 位置図	
		ク 木造住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類	
		ケ 工事着手前の状況が分かる平面図	
		コ 申請時に補強計画を策定している場合は、工事内容を示した平面図	
2	木造住宅の建替え・除却事業	ア 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）	ア 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業実績報告書（様式第8号）
		イ 耐震診断結果報告書の写し	イ 除却前、除却中及び除却後の写真
		ウ 木造住宅の配置図	ウ 建築物除却届の写し
		エ 除却経費の見積書の写し	エ 除却経費の領収書等の写し

		オ 住み替え後の建築物が地震に対して安全な構造であることを証明する書類 カ 過去に別表 1 における 4、5 又は 6 に掲げる事業を実施し補助金の交付を受けた木造住宅である場合は、当該補助金の額が確認できる書類 キ 事業を実施する者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し	し オ 建替えを実施する場合は建替え経費の領収書等の写し
3	木造住宅の移転事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 移転に係る経費の見積書の写し エ 家族構成報告書（様式第 11 号） オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 カ 事業を実施する者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第 8 号） イ 耐震性がある住宅等へ住み替えたことを証明する書類 ウ 除却前の写真、除却後の写真 エ 建築物除却届の写し オ 移転に係る経費の領収書等の写し
4	木造住宅の簡易改修事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号） イ 耐震診断結果報告書の写し	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第 8 号） イ 耐震改修結果報告書の写し

		ウ 補強計画策定経費の見積書の写し（ただし、補強計画策定経費を補助対象事業費に含む場合に限る） エ 簡易改修工事費の見積書の写し オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 カ 申請時に補強計画を策定している場合は、補強計画結果報告書の写し キ 位置図 ク 木造住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類 ケ 工事着手前の状況が分かる平面図 コ 申請時に補強計画を策定している場合は、工事内容を示した平面図 サ 家族構成報告書（様式第11号）（高齢者等住宅である場合に限る）	ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し エ 簡易改修工事費の領収書等の写し オ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し
5	木造住宅の部分補強事業	ア 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 補強計画策定経費の見積書の写し（ただし、補強計画策定経費を補助対象事業費に含む場合に限る） エ 部分補強工事費の見積書	ア 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 耐震改修結果報告書の写し ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し エ 部分補強工事費の領収書

		の写し オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 カ 申請時に補強計画を策定している場合は、補強計画結果報告書の写し キ 位置図 ク 木造住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類 ケ 工事着手前の状況が分かる平面図 コ 申請時に補強計画を策定している場合は、工事内容を示した平面図 サ 家族構成報告書（様式第11号）（高齢者等住宅である場合に限る）	等の写し オ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し
6	木造住宅の外部改修事業	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 補強計画策定経費の見積書の写し（ただし、補強計画策定経費を補助対象事業費に含む場合に限る） エ 外部改修工事費の見積書の写し オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 カ 申請時に補強計画を策定	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 耐震改修結果報告書の写し ウ 補強計画策定経費の領収書等の写し エ 外部改修工事費の領収書等の写し オ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し

		している場合は、補強計画結果報告書の写し キ 位置図 ク 木造住宅が昭和56年5月31日以前に建築されることが分かる書類 ケ 工事着手前の状況が分かる平面図 コ 申請時に補強計画を策定している場合は、工事内容を示した平面図 サ 家族構成報告書（様式第11号）（高齢者等住宅である場合に限る）	
7	耐震シェルター整備事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 施工前の写真 ウ 耐震シェルター整備経費の見積書の写し エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 オ 家族構成報告書（様式第11号）（高齢者等住宅である場合に限る）	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 事業の完成を確認できる写真 ウ 耐震シェルター整備経費の領収書等の写し
8	防災ベッド整備事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 施工前の写真 ウ 防災ベッド整備経費の見積書の写し	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 事業の完成を確認できる写真 ウ 防災ベッド経費の領収書等の写し

		エ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書 オ 家族構成報告書（様式第11号）（高齢者等住宅である場合に限る）	
9	建築物の耐震診断事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 耐震診断経費の見積書の写し ウ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 耐震診断結果報告書の写し ウ 耐震診断に係る評定書の写し エ 耐震診断経費の領収書等の写し オ 耐震診断を実施した者の静岡県耐震診断補強相談士証の写し
10	屋根の耐風診断事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 耐風診断経費の見積書の写し ウ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 耐風診断結果報告書の写し ウ 耐風診断経費の領収書等の写し
11	屋根の耐風改修事業	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 現況写真 ウ 耐風改修経費の見積書の写し エ 工事概要が分かる図面	ア 御前崎市プロジェクト「T O U K A I - 0 +」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 耐風改修結果報告書の写し ウ 事業の完成を確認できる写真 エ 事業経費の領収書等の写し

		オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	し
12	ブロック塀等の除却事業	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I－0＋」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 施工前の写真 ウ 配置図 エ 除却に要する経費の見積書の写し オ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I－0＋」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 事業の完成を確認できる写真 ウ 除却経費の領収書等の写し
13	ブロック塀等の建替え事業	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I－0＋」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） イ 施工前の写真 ウ 配置図 エ 施工後の計画図、工作物の立面図 オ 建替えに要する経費の見積書の写し カ 所有者以外による申請の場合は所有者の承諾書	ア 御前崎市プロジェクト「T OUKA I－0＋」総合支援事業実績報告書（様式第8号） イ 事業の完成を確認できる写真 ウ 建替え経費の領収書等の写し

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)

様式第 8 号 (第12条関係)

様式第 9 号 (第13条関係)

様式第10号 (第14条関係)

様式第11号 (第 6 条関係)